

「高知県地域両立支援推進チーム」設置要綱

1 目的

地域の実情に応じ、治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）を効果的に進めるため、高知県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は「高知県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）」とする。

3 構成

参集者は、以下の者で構成する。（五十音順）

- (1) 高知県医師会
- (2) 高知県経営者協会
- (3) 高知県
(健康政策部健康長寿政策課、健康対策課、地域福祉部障害保健支援課)
- (4) 高知県社会保険労務士会
- (5) 高知県立幡多けんみん病院
- (6) 高知公共職業安定所
- (7) 高知産業保健総合支援センター
- (8) 高知市保健所
- (9) 高知大学医学部附属病院
- (10) 高知労働局（労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室）
- (11) 日本医療社会福祉協会
- (12) 日本キャリア開発協会
- (13) 日本産業カウンセラー協会四国支部高知事務所
- (14) 日本労働組合総連合会高知県連合会
- (15) その他、必要と認める者

4 活動

推進チームは、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 両立支援に係る各機関の取組状況の共有
- (2) 各機関の取組に係る相互の周知協力
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧の作成
- (4) 各地域における両立支援コーディネーターの周知・活用方法
- (5) 各地域における企業向けパンフレットの作成
- (6) 各地域における患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。）の作成

- (7) 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- (8) 高知産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (9) その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

5 開催と設置期間

推進チームの開催は、原則として毎年1回開催する。

推進チームの設置期間は、平成29年度から5年間とする。

6 その他

推進チームの事務局は、高知労働局労働基準部健康安全課におく。

本要綱は、平成29年9月1日から施行する。

改正 令和元年7月16日